

なぜケア論者たちは幸福に言及しないのか

安井 絢子

1. はじめに

1982年に発達心理学者 C. ギリガン (Gilligan, 1982) によって提起された「ケアの倫理」(ethic of care) は、道德推論・道德判断を倫理学の中心問題に据えていた従来の倫理理論の考え方は道德の一部しか扱っていないという意味で視野狭窄に陥っており偏狭であると批判した。そして、これまではほとんど顧みられてこなかった「女性の経験」に基づく新しい倫理的枠組みを提示した。その枠組みとは、ある道德状況に直面した際に、必要な具体的情報を捨象することなく¹、これまでの文脈を踏まえたうえで、あくまでも自身の立場から判断を行うというものである。つまり、カント主義や功利主義のように、ある道德状況に直面した際に、それを抽象化し原理同士の衝突として整理したうえで公平な視点から判断を下すというような従来の正統的な倫理理論の枠組みを「正義の倫理」(ethic of justice) と呼び、それに異議を唱えたのである。このように、ケアの倫理が提唱された当初は、男女の道德発達のプロセスの違いから見出された思考枠組みの相違が議論の焦点であったが²、次第に、政治学や社会政策論への応用についても論じられるようになってきた³。

¹ クーゼも指摘するように、ケアの倫理が抽象化を批判し、具体的情報を重視するからといって、ケアの倫理は問題状況における全ての具体的要素を取り上げるわけではない。たとえば、末期のがん患者に延命治療をすべきかどうかの道德的判断を下さなければならない状況において、その患者の身長や足のサイズは考慮すべき要素として除外されるだろう。「大切なのは、適切な（そして不可欠な）抽象化と疑わしい抽象化とを区別すること」

(Kuhse, 1997, pp.120-121) であり、ケア論者たちもこれを認めている。

² たとえば、Gilligan, 1982; Noddings, 1984; Ruddick, 1989.

³ G. トロント (Tronto, 1993) は、ケアの倫理を政治学に適用した「ケアの政治学」を展開しており、また、N. ノディングス (Noddings, 2002, Part.3) や V. ヘルド (Held, 2006, Part.2)

このようにケアの倫理は、従来の倫理的枠組みとは異なる独自の立場を堅持しつつ、多様な展開を見せている。それにもかかわらず、ケア論者たちはしばしば倫理的に重要な概念について言及していない場合がある。その一つが「幸福」である⁴。それは、一つの倫理理論として論じられる際も、また、法や社会政策論に応用される際も同様である。このことは、ケアの倫理の出自から説明することができる。というのも、前述のようにケアの倫理の創始者ギリガンは発達心理学者であり、ケアの倫理を体系化したと言われる N. ノディングスは教育学者として知られているなど、特に初期のケア論者たちは倫理学を専門分野としているわけではない場合が多いからである。とはいえ、ケアの倫理が幸福にあまり言及しない理由を、主要なケア論者たちの学問的背景にのみ求めることは拙速だろう。また、ケア論者たちが幸福についてほとんど語っていないという事態が上記で指摘した理由のみで生じているのであれば、ケア論者たちの幸福にたいする見解や、ケアの倫理内部での幸福の位置づけについて検討する必要があるように思われる。

そこで本稿では、ケアの倫理が幸福をどのように捉えているかを明らかにすることを目指す。まず、(わずか三カ所⁵ではあるが)「幸福」(happiness)という言葉の使用が見出されたノディングスの著作『家庭から出発する』(2002 年)を手がかりに⁶、ケアの倫理が幸福について言及していない理由

は、ケアの倫理を社会政策論にまで拡張する議論を繰り広げている。

⁴ 管見では、ケアの倫理の主要な論者である C. ギリガン (Gilligan, 1982) やノディングス (Noddings, 1984)、ヘルド (Held, 2006) や E. F. キテイ (Kittay, 1999)、トロント (Tronto, 1993) らの主著のなかに、「幸福」(happiness)や「福利」(well-being)という言葉はほとんど見出せなかった。幸福に類似した概念として「福祉」(welfare)という言葉は見られたが、これは「福祉政策」や「福祉国家」など、社会政策論や制度論の文脈で用いられている場合がほとんどである。

⁵ Noddings, 2002, p.181, p.182, p.222.

⁶ ノディングスは自身の教育論を提示した著作『幸福と教育』(2003 年)のなかで、よい教育と幸福の関連性について論じている。標題からもわかるように、この著作のなかでは「幸福」という言葉が多用され、中心的に扱われている。しかし、本稿ではこの著作をノディングスの主著と見なさず、補助的に参照するに留める。その理由は第一に、この本は、ノディングス自身が母親業 (mothering) や学校教育といった教育実践に携わるなかで、素

を示す(2節)。そのうえで、ケアの倫理が幸福に明確な定義を与えないことによる問題点を指摘し、ケアの倫理においては幸福とケア関係の両者は不即不離の関係にあって、ケアの倫理の枠組みのなかで幸福を位置づけるには、ケア関係の内実を明らかにしなければならないことを述べる(3節)。なお、本稿において、多くのケア論者のなかでノディングスを取り上げた理由は、第一に、管見では、彼女以外のケア論者が幸福という言葉を使っておらず、また、幸福について明確に論じていると思われる箇所が見当たらなかったからである。第二に、本稿では社会政策やケアワークとしての「福祉」ではなく、あくまでもケアの倫理を一つの倫理理論として捉え、その理論内部での個人の幸福の扱われ方を論じることを主眼としているからである。

2. なぜケアの倫理において「幸福」に言及しないのか

前述のように、ケアの倫理が提唱された当初から現在に至るまで、ケア論者たちは少なくともその主著のなかで「幸福」についてほとんど論じていない。それはなぜだろうか。ケア論者たちは「幸福」はケアの倫理にとって論じる必要のない概念であると考えているのであろうか。決してそのようなことはない。少なくともノディングスは、自身の教育論を述べた著作『幸福と教育』(2003年)において、ケアの営みに幸福が重要な役割を果たすことを示唆している。

では、なぜノディングスは幸福が自身の倫理理論の根底に据えているケアと密接に関係していると認めているにもかかわらず、ケアの倫理を理論的に論じる文脈において幸福についてほとんど論じていないのだろうか。

朴に感じた疑問や直観に基づいて議論が組み立てられており、ノディングス自身の趣味や感想などが散りばめられている「読み物」としての性質が強いと思われること。そして第二に、この本は前年に出版された著作『家庭から出発する』で提示した理論を、学校教育と家庭教育に応用したものであり、そのため私見では、幸福とケアの倫理との関係を理論的に検討したものとは言いがたいからである。

以下では、このことについてケアの倫理の主張に起因する理由（理論上の理由）と、幸福を定義してしまうと実際にケアを行う際に問題が生じること（実際上の理由）に分けて検討する。

2.1 理論上の理由

ノディングスによれば、カントが倫理的であろうとすることと幸福の追求との両立を重視していないのとは対照的に、ケアの倫理は幸福を、倫理的であること⁷と同様に目指すべき重要なものであると位置づけている⁸。またケアの倫理は、功利主義が両者の重要性を認めている点を大いに評価し、「幸福と快は私たちが求めている善である」としながらも⁹、功利主義の幸福の定義は曖昧であるとも指摘している¹⁰。

では、なぜケアの倫理の観点からすると、功利主義の幸福の定義は曖昧であるのだろうか。ノディングスが曖昧であると批判する功利主義の幸福の定義は「幸福とは快を求め、苦を避けることである」というものである。（これがすべての功利主義者が採用する厳密な定義であるかどうかはここでは置くとして）一見したところ、幸福がいかなるものであるかが簡潔な言葉で示されており、曖昧と批判されるには当たらないように思われる。曖昧な態度をとっていると批判されるべきは、むしろ、ケアと幸福が重要な関連性をもつと指摘しておきながら、幸福についてほとんど論じていないケアの倫理の方であると言えるのではないだろうか。

しかし当然のことながら、ノディングスは何の理由もなく功利主義の幸福の定義を曖昧であると批判したわけではない。前述のように、ノディン

⁷ ケアの倫理において「倫理的である」ということは、ケアリング関係を維持し、その向上に努めることである。ただし、どうしても関係性が修復不可能な場合や、一時関係を中断する方が相手の成長や自身のためになることが明らかな場合もあるとも述べている

(Noddings, 1984, pp.113-114)。

⁸ Noddings, 2002, p.222; Noddings, 2003, p.64.

⁹ Noddings, 2002, p.181.

¹⁰ Noddings, 2002, p.222.

グスは確かに幸福を快であるとする功利主義の幸福の定義に賛同している。

「幸福には快が含まれており、快にも多くの種類がある。……（中略）……快であれよろこびであれ、それが有害でなければ自由に享受されるべきなのである」¹¹。そのため、ケア論者たちは、功利主義が幸福とは快であるとすることに不満があるのではない。ケア論者たちの不満は、「私たちが求めているのは人生全体にわたる幸福である」にもかかわらず、功利主義が幸福（快）を一時的に生じるものと捉えている点である¹²。それゆえ、ケア論者たちは幸福を安易に定義づけることを避けているのであって、ケア論者たちが幸福についてほとんど言及しないのは、それ自体が幸福にたいするケアの倫理の立場表明であると言える。

では、幸福についてのケアの倫理の立場とは、どのようなものだろうか。その立場は、ケアの倫理の根本的な主張を体現したものである。すなわち、ケアの倫理は道德原理に基づく行為や抽象的な思考を忌避し、それぞれの思考や行為をある一定の型にはめ込むことをよしとしないのである。というのも、ある一定の原理・原則を定めてしまうと、その定義に当てはまらない事柄を安易に切り捨ててしまったり、その原理に基づく一面的な見方をしてしまうおそれが否めないからである。だからこそ、ノディングスは幸福を明示的に定義することを避けており、同様に他のケア論者たちも、あえて幸福を定義づけることを避けているのだと理解できる。

また、ケア論者たちが幸福について語らない別の理由として、ケアの倫理では幸福かどうかという評価が短時間の行為や状態にたいしてではなく、ある程度の時間を経た関係やこれまでの文脈を踏まえた関係性にたいしてなされるものであるという点も指摘できる。つまり、ケアの倫理の立場からすると、幸福は人や動植物、事物や観念との長期間の関係性やこれまでの文脈などのさまざまな要素が複雑に絡み合うなかに現れるのであって、

¹¹ Noddings, 2003, p.38.

¹² Noddings, 2003, p.38.

幸福であるかどうかは一面的な尺度で測ることのできるものではないというのである。そのため、「他者の不幸を分かち合うことを学ぶことによって、逆説的であるけれども、幸福の一形態がもたらされる」¹³ということもしばしば起こりうるのである。だから、ノディングスは幸福を単なる快以上のもの、「快よりも長く持続する感覚としての幸福、つまり、[他者と]分かち合える悲しみや感情的な痛みなくしては完全な人間になり得ない感覚としての幸福」¹⁴と捉えるのである。

それゆえ、ノディングスによれば、ケアの倫理の幸福は一言で端的に言い尽くすことのできない複雑な概念であると言える。そのため、ケアの倫理のなかに幸福を記述している部分をあえて見出そうとするならば、成功したケア関係の記述（理想的ケア関係）のなかにケアの倫理が考える「幸福」の一形態を読み取るほかない。ただし、このケアの倫理が提示する「幸福」は理想的なケア関係（倫理的理想）と同様、その人それぞれの多様なあり方が許されたものである。それゆえ、厳密に言えば、一つの幸福のあり方がある言葉で言い表してしまうと、途端に幸福の固定化した形態を示すこととなり、ケアの倫理が考える「幸福」の趣旨から外れることになってしまうのである。このような事態を避けるために、ノディングスをはじめ、多くのケア論者たちはあえて幸福という言葉の使用を控えているように思われる。

2.2 実際上の理由

前述のように、幸福という重要な概念に定義を与えたり一定の基準を設けてしまうと、ケアの倫理の根本的な考え方に相反することになる。その考え方とは、何らかの基準を定めてある事柄を簡潔に言語化してしまうと、一面的な捉え方になってしまったり、それまでの文脈を捨象することにな

¹³ Noddings, 2003, p.36.

¹⁴ Noddings, 2003, p.15.ただし、[] 内は執筆者が補った。

るがゆえに、そのような定義づけを避けるべきであるとするものである。ここでは、上記のようなケアの倫理が幸福についてほとんど言及しない理論上の理由から派生する問題として、ケアすることと幸福を安易に結びつけることで、ケアワークの低賃金化や社会的地位の低下を招く危険性があることを述べる。

ケアと幸福を安易に結びつけてしまうこと、具体的には子育てや看護、介護は幸福や喜びを伴うやりがいのある仕事であると規定することは、ケアすることの重要な側面を的確に言い当ててはいる。しかしその反面、そのように規定してしまうことに伴う弊害を少なからずはらんでもいる。ケアの倫理において幸福を規定しようとする、たとえば「幸福は誰かをケアしケアされることに伴うものである」とか、「幸福はケアをすることによって到達できるものである」などと記述できるかもしれない。しかし前述のように、ケアすることは必ずしも幸福感や喜びに満ち溢れたものであるわけではない。誰かをケアしケアされるということは、何らかの責任を引き受けることを意味する¹⁵とともに、その人のために自身のもつ有限な能力や知識を使うことでもある。言い換えれば、自身の有限なエネルギーを他者の成長や目的のために費やすことである。その際、あまりにも自身のエネルギーを使いすぎてしまうと、ケアする人のケアする能力が枯渇して、ケアする人はバーンアウトするおそれさえある。そのため、安易に誰かをケアすること（子どもの世話をし、患者を看護し、高齢者を介護し、障害者の介助を行うこと）には幸福が伴うものであると規定してしまうと、ケアすることによって喜びや幸福を感じることができない、あるいは今そのように感じられない状態にあるケアする人が、ケアによって幸福や喜びを感じられない自分自身を責め、自己嫌悪に苛まれるという事態が起こりうるのである。

¹⁵ Noddings, 1984, p.46.

また、このようにケアワークと幸福感を結びつける思考は、ケアワークの低賃金化を招き、ケアに従事する人々の社会的評価を低くするという弊害もはらんでいる。その方便はおおよそ以下のようなものである¹⁶。たとえば、子育てや看護、介護などのケアワークは子どもや患者、高齢者や障害者などのケアされる人のために行われるやりがいのある仕事である。そこには喜びや幸福感という何物にも代え難い付加価値がある。したがって、ケアワークの対価は低額（家庭で担われる場合はしばしば無償）でも差し支えないというのである。あるいは、ケアワークは忍耐が必要とされる仕事であり、自発性が要求される。そのため、低賃金でも従事しようとする使命感を持った人を集める必要がある。それゆえ、ケアワークの賃金は、有償でもあえて低く設定することが望ましいというのである¹⁷。確かに、ケアすることには単にケアされる人を世話したり看護する以上の付加価値もあるだろう。また、ケアワークにはケアするという責任を長期間果たしうる責任感をもった人に従事してもらう必要もあるだろう。しかしだからといって、その対価としての賃金を低く設定する理由にはならない。というのも、ケアワークは喜びや幸福感のような付加価値が伴う場合がある反面、感情労働や非常な忍耐によるバーンアウトなどのリスクもはらんだ仕事であり¹⁸、相応の対価や敬意が払われてしかるべきだからである。また、ケアワークに高い賃金を支払ったり、社会的に高く評価することで、ケアワークを

¹⁶ オーキン（Okin, 1989）は、家庭において女性が不当に家事労働に従事させられていることを告発し、その構造を描出している。本稿では、オーキンが「女性」としているところを「ケアする人」に読み替えたうえで、彼女の議論を援用している（Okin, 1989, chap.2, chap.7 etc.）。この読み替えを行ったのは、伝統的にケア労働は女性に押しつけられてきた経緯があり、その傾向が是正されていないとするオーキンの指摘は現在もなお妥当しうる議論であると思われるけれども、ここでは、ケアする能力が「女性的」というように規定されるべきではなく、両性ともにもちうることを強調することに重きを置いているからである。

¹⁷ Clement, 1996, p.65.

¹⁸ ケアワークが感情労働であり、非常な忍耐を必要とすることに関しては、武井麻子の論稿「感情労働としてのケア」（川本, 2005, 第5章）や、田中かず子「感情労働としてのケアワーク」（上野, 2008, 97－120頁）などを参照。

責任をもって持続的に行うケアする人がケアワークに従事しなくなるという正当な理由も見当たらない。むしろ、ケアワークが高く評価される方が、自身の仕事に誇りをもち、生活も安定することとなり、持続的にケアワークに従事することにつながるようにも思われる。

以上、ケアの倫理が幸福について語らない実際上の理由を見てきた。上記で指摘したように、ケア実践の場面においては、幸福とケアを結びつけて論じることで、幸福を感じる状況にないケアする人に不必要なプレッシャーを与える場合があるとともに、場合によっては、ケアワークの低賃金化や社会的地位の低さを正当化する方便にされかねないというおそれがあるのである。したがって、ケアの倫理はその根本的な主張に加えて、以上のような実際上の理由からも幸福を語ることに慎重な姿勢をとりつづけているのである。

3. ケアの倫理はどこで幸福について語っているのか

前節で述べたように、ケアの倫理が幸福について明確な定義をしていないことには一定の理論上および実際上の理由がある。しかし、幸福の基準がなければ、やはり幸福かどうかの評価をすることもできない。だから、ケアの倫理は幸福を重視していると言いながら、実際にはその理論のなかで幸福をないものであるかのように扱っていると批判されてもやむを得ないようにも思われる。しかし 2.1 節でも触れたように、これはケアの倫理と他の理論との思考枠組みの違いに起因した事態であって、この枠組みの違いを認めるならば、一方の幸福についての語り方を他方の基準で評価することは不適切であることがわかる。どちらの幸福にたいする姿勢が曖昧であると感じるかは、その人がどちらの枠組みで物事を捉えているかの違いにすぎないのである。それゆえ、ケアの倫理は幸福について語っていないのではなく、功利主義やカント主義とは異なる言葉遣い、すなわちケアの

言語で幸福について語っているのである。

では、ケア論者たちはどこで幸福について語っているのだろうか。それは、具体的なケア関係について語っている箇所全体である。ケア論者たちは基本的に、人間の行為や感情の根底には人がケアしケアされる関係性が存在すると考えている。そのため、幸福の基底にもケア関係があり、ケア関係のなかで幸福も生起することになる。このとき、幸福を一面的に規定してしまうと、その幸福の背後にあるケア関係が見落とされることになってしまう。つまり、ケア関係とは一時的な行為や短時間の状態ではないので、ケアの倫理の立場からすると、喜びを感じている時点や幸福な状態を切り取ることは不適切なのである。そのため、ケア関係は常に快や喜びに満ち溢れたものであるわけではない。たとえば、ケアすることには汚れ仕事であるという側面や、面倒を引き受けるという側面もある¹⁹。ケアの倫理における幸福は、このようなケアの複雑な側面や長期間のケア関係のうえに成り立っている。そして、幸福の背後にあるケア関係が多様であるために、幸福のあり方や感じ方の多様性もまた保証されることになるのである。

このように、ケアの倫理の立場からすると、幸福を簡潔に定義することや、一つの理想的な幸福像を示すことは不適切であると言える。ケア論者たちが幸福を描こうとする場合には、ある特定の人が幸福な状態に至るまでの物語や複雑な人間関係を記述することが要請されるだろう²⁰。そのため、ケアの倫理における幸福は、ケア関係の具体的な記述のなかで語られていると言える。言い換えれば、ケア関係を描出することこそが幸福について語ることに繋がっているのである。

4. 結論

¹⁹ Noddings, 1984, p.46.

²⁰ ただし、これもあくまでもその特定の人にもみ当てはまる「幸福」であって、一つの指標にしかかなり得ないことに注意する必要がある。

本稿の目的は、ケアの倫理における幸福とはいかなるものかを解明することにあった。しかし、多くのケア論者たちは幸福について明示的な形ではほとんど言及していない。そのため、その理由を検討することで、ケアの倫理が幸福をどのように捉えているかを明らかにしようとした。それにより、ケアの倫理は幸福について語っていないのではなく、ケアの倫理における幸福の描出の仕方は、正義の倫理のそれと異なることが明らかになった。その理由としては、主要なケア論者たちが倫理学以外の学問的背景をもっているということに加えて、以下の理論上の理由と実際上の理由が挙げられる。

まず理論上の理由として、功利主義のように、幸福を他の概念で定義することや、一定の基準を設けることは、幸福の一側面を記述しているにすぎず、幸福を一面的に捉える結果を招いてしまうことが挙げられる。すると、幸福に至るまでの文脈や幸福の背後にあるケア関係を捉え損ねることになる。これは、抽象的な原理に基づく画一化を忌避するケアの倫理の根本的な姿勢に反する事態である。

また、実際上の理由としては、ケアと幸福が密接に関係していると安易に強調することで、そう感じることをできない状態にあるケアする人に不必要なプレッシャーを与えるおそれがあるということを指摘した。さらに、ケアすることには幸福という付加価値がつき物であるとしてしまうことは、ケアワークの低賃金化を認める方便にされかねないということ、そして、そのことがケアワークの社会的地位の低下を招いているということを指摘した。

そして 3 節において、ケアの倫理はどこで幸福について語っているかを検討した。それにより、ケアの倫理では、幸福はケア関係のなかで生起するものであるため、ケアの倫理における幸福は、ケアする人とケアされる人とのケア関係の記述のなかに見出されうることを示した。ただし、この

ようなケアの倫理における幸福の記述は理想的なケア関係と同様、すべての人に当てはまる普遍的なものではなく、あくまでも幸福の一形態、すなわちある特定の個人の幸福を記述したものであることは念頭に置いておく必要があるだろう。

以上のような理由から、ケア論者たちは、幸福の多様なあり方を認めるからこそ、幸福を簡潔に定義することを避けていると言える。これは、ケアの倫理が倫理的であることと幸福との関係を重視していないということの意味しているのではなく、ケアという独自の枠組みで幸福を捉え、ケア独自の語り口で幸福を表現しようとしているためであると考えられる。その語り方は幸福に至るまでの文脈を踏まえたものであり、幸福の背後にはケア関係があるというケアの倫理の根本的な主張を反映したものである。そのため、このようなケアの語り方は正義の枠組みから見ると曖昧に見えるかもしれない。けれども、ケアの倫理は独自の言葉遣いで成功したケア関係が具体的に描出された箇所に、幸福の一形態を描き出しているのである。

文献

- Clement, G. (1996). *Care, Autonomy, and Justice: Feminism and the Ethics of Care*, Boulder: Westview Press.
- Gilligan, C. (1982). *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Cambridge: Harvard University Press. (生田久美子・並木美智子 訳『もうひとつの声——男女の道德観の違いと女性のアイデンティティ』、川島書店、1986 年)
- Held, V. (2006). *The Ethics of Care: Personal, Political, and Global*, Oxford: Oxford University Press.
- 川本隆史 編(2005).『ケアの社会倫理学——医療・看護・介護・教育をつなぐ』、有斐閣.
- Kittay, E. F. (1999). *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*:

Routledge. (岡野八代・牟田和恵 監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、白澤社、2010 年)

Kuhse, H. (1997). *Caring: Nurses, Women, and Ethics*, Oxford: Blackwell Publishers. (竹内徹・村上弥生 訳『ケアリング——看護婦・女性・倫理』、メディカ出版、2000 年)

Noddings, N. (1984). *Caring: A Feminine Approach to Ethics & Moral Education*, Berkley: University of California Press. (立山善康 他訳『ケアリング——倫理と道德の教育——女性の観点から』、晃洋書房、1997 年)

—— (2002). *Starting at Home: Caring and Social Policy*, Berkley: University of California Press.

—— (2003). *Happiness and Education*, Berkley: Cambridge University Press.

(山崎洋子・菱刈晃夫 監訳『幸せのための教育』、知泉書館、2008 年)

Okin, S. M. (1989). *Justice, Gender, and the Family*, Basic Books. (山根純佳・内藤準・久保田裕之 訳『正義・ジェンダー・家族』、岩波書店、2013 年)

Ruddick, S. (1989). *Maternal Thinking: Toward a Politics of Peace*, Boston: Beacon Press.

Tronto, J. (1993). *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethic of Care*, New York: Routledge.

上野千鶴子 他編(2008).『ケア その思想と実践 2 ケアすること』、岩波書店.

付記: 本稿は、平成 26 年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

(やすい あやこ 京都大学大学院 文学研究科 博士後期課程

／日本学術振興会特別研究員)